

芸術文化観光専門職大学 ロゴマーク及びロゴタイプ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 大学のロゴマークの形状は別図1のとおりとする。

(ロゴタイプ)

第3条 大学のロゴタイプの形状は別図2のとおりとする。

(組合わせ)

第4条 第2条のロゴマーク及び第3条のロゴタイプを組み合わせで使用する場合は、原則として別図3のとおりとする。

(色彩)

第5条 第2条のロゴマーク及び第3条のロゴタイプの色彩は別図4のとおりとする。

(ロゴマーク等の使用)

第6条 ロゴマーク等を使用できる場合は、次のとおりとする

- (1) 学生証、教職員証その他大学が公式に発行するものに使用する場合
- (2) 大学の教職員が職務執行に関連して使用する場合
- (3) その他学長が適当と認めた場合

(使用許可)

第7条 前条第3号の場合において、ロゴマーク等を使用しようとする者は、使用許可願（別記様式）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマーク等の使用を許可しないものとする。

- (1) 大学の名誉が傷つけられる恐れがあるとき。
- (2) その他ロゴマーク等の使用が適当と認められないとき。

(使用許可の取消等)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマーク等の使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 大学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れがあるとき。
- (2) その他ロゴマーク等の使用が適当でないとき。

2 学長は、当該使用の許可を取消し、又は使用を停止させるときは、申請者に通知する。

3 同条1項の規程により、使用の許可を取消し、又は使用を停止させたことにより損害が生じることがあっても本学はその責を負わない。

(庶務)

第9条 ロゴマーク等の使用に関する庶務は、事務局経営企画部企画課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別図1 (第2条関係)

(カラー)



(モノクロ)



別図2（第3条関係）

基本タイプ

芸術文化観光専門職大学
Professional College of Arts and Tourism

日本語のみ

芸術文化観光専門職大学

英語のみ

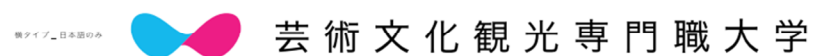
Professional College of Arts and Tourism

英語省略タイプ

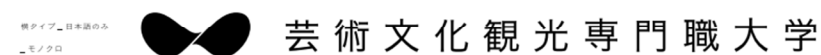
CAT

別図3 (第4条関係)

(カラー)



(モノクロ)



別図4 (第5条関係)



芸術文化観光専門職大学
Professional College of Arts and Tourism



CMYK	C70% M5% M0% M0%
RGB	R75 G190 B255
COLOR CHIP	DIC 2177C



CMYK	C95% M10% M0% M0%
RGB	R210 G0 B125
COLOR CHIP	DIC 2630C



芸術文化観光専門職大学
Professional College of Arts and Tourism



CMYK	C100% M100% M100% M100%
RGB	R0 G0 B0
COLOR CHIP	PANTONE BlackC



芸術文化観光専門職大学
Professional College of Arts and Tourism



CMYK	C0% M0% M0% M0%
RGB	R255 G255 B255
COLOR CHIP	PANTONE 000C

別記様式(第7条関係)

	年 月 日
芸術文化観光専門職大学長 様	
申請者 (団体名) (代表者氏名)	印
芸術文化観光専門職大学ロゴマーク等使用許可願	
下記のとおり芸術文化観光専門職大学ロゴマーク等を使用したいので許可願います。	
記	
使用目的 使用例 寸法等	
備考	
欄が足りない場合は、別紙に記載願います。	
	担当者名
	連絡先 電話
	E-mail

許可第 号

芸術文化観光専門職大学ロゴマーク等使用許可書	
使用許可条件	
備考	

上記のとおり芸術文化観光専門職大学ロゴマーク等の使用を許可する。

年 月 日

様

芸術文化観光専門職大学長

